

令和6年6月17日

報道関係機関 各位

東峰村長 眞田秀樹

後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書の作成漏れについて

このことについて、住民福祉課において、平成27年度以前の後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書の作成漏れがありましたので、下記のとおりご報告いたします。

なお、本件につきましては、令和6年2月15日に公表した後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知の未送付の発覚を受けて調査を行い、判明したのですが、事実関係の確認等に時間を要し、本日のご報告となったことを関係者の皆様にお詫び申し上げます。

記

1 概要

後期高齢者医療保険料（以下、「保険料」といいます。）について、被保険者の異動や所得の更正があった場合に発生した既納の保険料からの還付金をお知らせする「過誤納金還付通知書」（以下、「通知書」といいます。）の作成処理状況を調べた結果、後期高齢者医療制度が開始された平成20年から平成27年度までの間、合計109件の通知書が作成されておらず、総額483,440円の還付未済額が確認されました。

2 対応

未送付となっている通知書につきましては、お詫び文書を添え、速やかに発送いたします。

3 原因

住民福祉課の担当係内における事務引継ぎが十分になされていなかったことや、業務の進捗をチェックする仕組みがなかったことが原因と考えております。

4 再発防止策

- (1) 複数職員で相互に確認を行うことを徹底します。
- (2) 通知書作成業務に係るマニュアル・工程チェック表を作成し、進捗状況を管理します。
- (3) 上司が、毎月定期的に処理状況を確認し、必要な指示を行うこととします。

【お問合せ】 〒838-1692

朝倉郡東峰村大字小石原 941 番地 9

東峰村役場（小石原庁舎）住民福祉課 医療保健係

担当：梶原、眞田、森山 電話 0946-74-2311（代表）